

修士論文

1. 論文等審査の方法

修士の学位は、本学大学院学則の定めるところとし、学位論文または特定の課題についての研究の成果を提出してその審査及び試験に合格した者に授与する。論文審査または特定の課題についての審査に関しては、各研究科が定めるところによる。

文学研究科

【審査委員の体制】

審査員 主査 1 名、副査（当該研究科の教員）1 名以上

【審査の方法】

①最終試験

審査委員会は論文または特定の課題を審査し、学生本人と学位審査委員が出席する最終試験等を実施し、可否を判定する。

②閲覧

審査委員会が合格と判定した場合、論文または特定の課題を研究科委員会開催日から起算して 7 日前から閲覧に供するものとする。

③合否決定

研究科委員会で論文または特定の課題を回覧し、審査委員会の主査が審査結果を報告し、審査委員会が合格と判定した者について研究科委員会で審議を行い、承認をもって合格とする。

生活科学研究科

【審査委員の体制】

審査員 主査 1 名、副査（当該研究科の教員）1 名以上

【審査の方法】

①最終試験

審査委員会は論文または特定の課題を審査し、学生本人と学位審査委員が出席する最終試験等を実施し、可否を判定する。

②閲覧

審査委員会が合格と判定した場合、論文または特定の課題を研究科委員会開催日から起算して 7 日前から閲覧に供するものとする。

③合否決定

研究科委員会で論文または特定の課題を回覧し、審査委員会の主査が審査結果を報告し、審査委員会が合格と判定した者について研究科委員会で審議を行い、承認をもって合格とする。

人間社会研究科

【審査委員の体制】

審査員 主査 1 名、副査（当該研究科の教員）2 名以上

【審査の方法】

①最終試験

審査委員会は論文または特定の課題を審査し、学生本人と学位審査委員が出席する最終試験等を実施し、可否を判定する。

②閲覧

審査委員会が合格と判定した場合、論文または特定の課題を研究科委員会開催日から起算して 7 日前から閲覧に供するものとする。

③合否決定

研究科委員会で論文または特定の課題を回覧し、審査委員会の主査が審査結果を報告し、審査委員会が合格と判定した者について研究科委員会で審議を行い、承認をもって合格とする。

2. 論文審査基準

論文について、以下のとおり審査基準を定める。

国文学専攻博士前期課程

修士の学位授与に関わる審査においては、以下の審査基準を踏まえ、総合的に評価する。

1. 研究テーマが明確であること。
2. 問題設定とその解明が適切になされていること。
3. 論旨が明快で、構成が一貫していること。
4. 先行研究を十分に踏まえていること。
5. 学術論文としての体裁が整っていること。
6. 新知見が含まれていること。

英文学専攻修士課程

修士の学位授与に関わる審査においては、以下の審査基準を踏まえ、総合的に評価する。

1. 研究テーマが明確であること。
2. 問題設定とその解明が適切になされていること。
3. 論旨が明快で、構成が一貫していること。
4. 先行研究を十分に踏まえ、新知見が含まれていること。
5. 学術論文としての体裁が整っていること。

美術史学専攻博士前期課程

修士の学位授与に関わる審査においては、以下の審査基準を踏まえ、総合的に評価する。

1. 研究テーマ・研究方法が適切であること。

2. 論述内容が妥当であること。
3. 論述形式（引用など）が妥当であること。
4. 新発見が含まれていること。

食物栄養学専攻博士前期課程

修士の学位授与に関わる審査においては、以下の審査基準を踏まえ、総合的に評価する。

1. 研究目的が明確であること。
2. 研究方法が適切で、具体的に記述されていること。
3. 結果、解析、考察に至る全体の構成が適切で、論理的に記述されていること。
4. 新規性のある結果が明示されていること。
5. 引用等が適切になされ、論文としての体裁が整っていること。

生活環境学専攻修士課程

修士の学位授与に関わる審査においては、以下の審査基準を踏まえ、総合的に評価する。

1. 研究目的が明確であること。
2. 研究方法が適切で、具体的に記述されていること。
3. 結果、解析、考察に至る全体の構成が適切で、論理的に記述されていること。
4. 新規性のある結果が明示されていること。
5. 引用等が適切になされ、論文としての体裁が整っていること。

人間社会専攻修士課程

修士の学位授与に関わる審査においては、以下の審査基準を踏まえ、総合的に評価する。

1. 文献性：先行研究・文献のレビューを的確に行っているか
修論のテーマに照らして文献の選択は適格であるか
2. 論理性：実証的見地（仮説立証的アプローチ）から論理を展開しているか
明確な問題設定および結論付けがなされているか
論旨に一貫性は見られるか
3. 独自性：自分なりの考え方や分析フレームで論理を展開しているか
従来の研究に照らし新しい視点や論文としての斬新性は見られるか
4. 有用性：論文の帰結はこれまでの研究に示唆を与えるものとなっているか
論文より導き出された結論はその適用範囲が広がりをもっているか
5. 発展性：論文の方向としてさらなる研究の進展が望めるか
第三者の視点から論文として残された課題が明確になっているか

博士論文

1. 研究指導体制

国文学専攻博士後期課程

【学位取得に関する過程】

【1年次】

- 4月 「研究計画書」提出、研究指導教員による面談・履修指導
- 7月 研究発表会(前期)
- 11月 研究発表会(後期)
- 1月末 「研究報告書」提出
- ～3月末 「研究報告書」に対する、複数教員によるフィードバック

【2年次】

- 4月 「研究計画書」提出、研究指導教員による面談・履修指導
- 7月 研究発表会(前期)
- 11月 研究発表会(後期)
- 1月末 「研究報告書」提出
 - * 学術論文2本以上の成果を踏まえていることが望ましい。
- ～3月末 「研究報告書」に対する、複数教員によるフィードバック

【3年次】

- 4月 「博士論文計画書」提出 * 前年度「研究報告書」提出者に限る
研究指導教員による面談・履修指導
- 5月 「博士論文題目」担当事務へ提出
主査・副査の決定
- 7月 研究発表会(前期)
- 9月 「予備論文」担当事務へ提出
 - * 学術論文3本以上(審査付が望ましい)の成果を踏まえていること。
- 10月 博士論文審査 担当事務へ申請
- 11月 研究発表会(後期)
- 1月末 「博士論文」提出
 - * 主査・副査による予備論文審査に合格していること。
- 2月 公開口頭試験
- 3月 学位授与

美術史学専攻博士後期課程

時期		学生	研究指導教員
1 年次	4月上旬	履修ガイダンス	研究計画書の確認・指導教員の決定
	4月上旬	T A・R A 研修	T A・R A 応募者への研修
	4月中旬	履修登録	履修指導
	4月中旬～	面談・調査研究	研究指導・助言をする
	6月中旬	中間発表要旨の提出	発表に関する指導
	7月下旬	中間発表会	
	1月下旬	研究報告書の提出	
2 年次	4月中旬	履修登録	
		研究計画書の提出	研究計画書の確認
	4月中旬～	面談・調査研究	研究指導・助言をする
	6月中旬	中間発表要旨の提出	発表に関する指導
	7月下旬	中間発表会	
	1月下旬	研究報告書の提出	
3 年次	4月中旬	履修登録	
		研究計画書の提出	研究計画書の確認
3年次以降の学位取得に関する過程については別途記載する			

【学位取得に関する過程】

- 論文の題目届を提出（院生→担当事務）5月末
- 予備審査
 - 予備審査申請（院生→担当事務）7月上旬頃
 - * 提出物：論文要旨・履歴書・研究業績書
 - * 必要要件：査読論文あるいはそれに相当する論文1編以上
 - 予備審査委員会の設置（美術史学専攻会議）7月中旬頃
 - 予備審査判定報告（美術史学専攻会議）7月下旬頃
 - 論文題目訂正期間（10月上旬～中旬）
- 博士論文審査
 - 博士論文審査の申請（院生→担当事務）10月下旬 * 提出物は学則参照
 - 論文の受理の可否の審議（文学研究科委員会）11月上旬～中旬頃
 - 学位論文審査委員会の設置（文学研究科委員会）11月上旬～中旬頃
 - 口頭試問 1月中旬頃
 - 公開発表会 1月下旬頃
 - 論文訂正期間（1月下旬～2月下旬）
- 論文審査報告書の提出と博士論文の可否の確認（美術史学専攻会議）2月下旬頃
- 学位授与の可否を認定（文学研究科委員会）3月上旬頃

食物栄養学専攻博士後期課程

食物栄養学専攻博士後期課程では、総合的かつ多面的な視点で研究指導を行い、優れた研究を行うことを目的として、主担当教員 1 名（主研究指導教員）及び副担当教員（副研究指導教員）2 名で構成される研究指導グループを結成し研究指導を行います。研究指導グループは、効率的に指導ができるように、研究指導会議を開催し、指導方針や指導内容の決定及び修正を行います。

【1 年次】

4 月上旬 オリエンテーション（主研究指導教員の決定のための相談）

4 月下旬 主研究指導教員と研究分野の確定、履修登録

5 月中旬 副指導教員の確定及び研究指導計画書の提出

11 月下旬～12 月上旬 研究報告会

【2～3 年次】

7 月下旬 研究報告会

○博士後期課程学位取得に関する過程

1. 研究指導グループの設置（主担当教員 1 名、副担当教員 2 名）（1 年次 5 月頃）

指導教員の助言と指導の下に、修業年限内での学位論文作成に向けての研究計画書を作成します。計画書には、論文作成に至る具体的かつ系統的な計画を記載します。

2. 研究報告会での発表（1 年次 12 月頃、2～3 年次 7 月頃）

研究テーマや研究方法、研究方針などを段階的に研究報告会で発表することで、様々な教員からアドバイスを受ける場とします。研究成果の評価を受けるとともに、研究の進捗状況を確認します。

3. 予備審査（3 年次 10 月頃）

博士論文執筆の目途がたった時期に、博士候補者としての予備審査を受けます。審査を受ける時期は、入学後 3 年目が目安になります。博士論文審査を受けるためには、予備審査会において研究成果を発表し、審査に合格する必要があります。当該院生は、予備審査会で指摘された事項を十分に考慮して論文を作成し、学位論文提出期限までに提出します。

4. 博士論文審査（3 年次 1 月頃）

主研究指導教員は、直近の生活科学研究科食物栄養学専攻委員会（以下、専攻委員会）において、当該院生が博士論文審査の要件を満たしていることを説明し、博士論文審査会の実施を同委員会に要請します。なお、当該院生は、その時まで審査用論文を提出しておく必要があります。

専攻委員会は、適当と認めた場合には、博士論文審査会を開催し、審査を実施し、合否判定を行い、その結果を生活科学研究科委員会に報告するとともに、合否判定の結果を当該院生に通知します。

5. 学位授与の認定と博士論文発表会（公開）（3 年次 3 月頃）

生活科学研究科委員会は、食物栄養学専攻委員会が合格と判定した論文について、最終的な合否判定を行ない、学位授与の認定を行います。

合格と判定された院生は、博士論文発表会（公開）において研究成果を発表します。

○食物栄養学専攻博士論文審査内規

博士論文の審査を受けるにあたっては、申請時点において研究分野の学会誌に、第一著者としての論文（査読付き）が一報以上掲載されていること、あるいは掲載許可を得ていることが必要である。

2. 論文等審査の方法

国文学専攻博士後期課程

【審査委員の体制】

審査員 主査 1 名、副査（当該研究科の教員）1 名以上

【審査の方法】

①最終試験

前述の【学位取得に関する過程】の通り、審査委員会は論文を審査し、学生本人と学位審査委員が出席する最終試験等を実施し、合否を判定する。

②閲覧

審査委員会が合格と判定した場合、論文を研究科委員会開催日から起算して 7 日前から閲覧に供するものとする。

③合否決定

研究科委員会で論文を回覧し、審査委員会の主査が審査結果を報告し、審査委員会が合格と判定した者について研究科委員会で審議を行い、承認をもって合格とする。

美術史学専攻博士後期課程

【審査委員の体制】

審査員 主査 1 名、副査（当該研究科の教員）1 名以上

【審査の方法】

①最終試験

前述の【学位取得に関する過程】の通り、審査委員会は論文を審査し、学生本人と学位審査委員が出席する最終試験等を実施し、合否を判定する。

②閲覧

審査委員会が合格と判定した場合、論文を研究科委員会開催日から起算して 7 日前から閲覧に供するものとする。

③合否決定

研究科委員会で論文を回覧し、審査委員会の主査が審査結果を報告し、審査委員会が合格と判定した者について研究科委員会で審議を行い、承認をもって合格とする。

食物栄養学専攻博士後期課程

【審査委員の体制】

審査員 主査 1 名、副査（当該研究科の教員）2 名以上

【審査の方法】

①最終試験

前述の【学位取得に関する過程】の通り、審査委員会は論文を審査し、学生本人と学位審査委員が出席する最終試験等を実施し、可否を判定する。

②閲覧

審査委員会が合格と判定した場合、論文を研究科委員会開催日から起算して 7 日前から閲覧に供するものとする。

③可否決定

研究科委員会で論文を回覧し、審査委員会の主査が審査結果を報告し、審査委員会が合格と判定した者について研究科委員会で審議を行い、承認をもって合格とする。

3. 論文審査基準

国文学専攻博士後期課程

博士の学位授与に関わる審査においては、以下の審査基準を踏まえ、総合的に評価する。

1. 研究テーマが明確であること。
2. 問題設定とその解明が適切になされていること。
3. 論旨が明快で、構成が一貫していること。
4. 先行研究を十分に踏まえていること。
5. 学術論文としての体裁が整っていること。
6. 研究史に寄与していること。

美術史学専攻博士後期課程

博士の学位授与に関わる審査においては、以下の審査基準を踏まえ、総合的に評価する。

1. 研究テーマ・研究方法が適切であること。
2. 論述内容が妥当であること。
3. 論述形式（引用など）が妥当であること。
4. 新知見が含まれていること。
5. 体系的な考察が構築されていること。

食物栄養学専攻博士後期課程

博士の学位授与に関わる審査においては、以下の審査基準を踏まえ、総合的に評価する。

1. 先行研究の調査が適切に行われており、当該研究の位置付けが明確に示されていること。
2. 研究分野の学問研究に貢献できる課題を含み、新規性のある結果が明示されていること。

3. 研究方法が適切で、具体的に記述されていること。
4. 結果、解析、考察に至る全体の構成が適切で、論理的に記述されていること。
5. 引用等が適切になされ、論文としての体裁が整っていること。

4. 論文の公表

実践女子大学学位規程第 9 条及び第 10 条により、博士の学位を授与された者は、論文の内容の要旨及び博士論文全文をインターネットの利用（「実践女子大学学術機関リポジトリ」）により公表することが義務づけられています。

やむを得ない事由がある場合には、当該研究科委員会の承認を得て、全文に代えてその内容を要約したものを公表することができます。